

議事日程第6号

平成30年12月19日(水)

第1 議案上程(議案第65号、第66号及び第75号から第100号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	杉本一也
主席主査	三浦大作
主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	笠井潤
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	柏崎潤一
観光文化スポーツ部長	藤原誠	産業建設部長	佐藤透
教育次長	目黒雪子	企業局長	木元義博
企画政策課長	八端隆公	総務課長	山田政信

財政課長	田村 力	税務課長	原田 徹
福祉課長	小澤田 一志	生活環境課長	伊藤 文興
観光課長	清水 康成	文化スポーツ課長	鎌田 栄
農林水産課長	武田 誠	病院事務局長	菅原 長
会計管理者	菅原 信一	学校教育課長	加藤 和彦
監査事務局長	鈴木 健	企業局管理課長	太田 穰
上下水道課長	真壁 孝彦	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第65号、第66号及び第75号から第100号までを一括
上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第65号、第66号及び第75号から第100号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。12番進藤優子さん

【12番 進藤優子君 登壇】

○12番（進藤優子君） 総務委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第75号男鹿市単独運行バス例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市単独運行バスについて、潟西北部線を廃止し、潟西線及び船越線を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、潟西南部線運行に際し交通事業者に支出している補助金は幾らで、一方、来年度から単独運行バスとして潟西線を運行した場合の予算の見通しについて、また、潟西南部線及び潟西線の運行便数について質疑があり、当局から、潟西南部線について、交通事業者への補助金は約638万円で、1日7便運行している。来年度から潟西線として市単独運行バスを運行することとなった場合は、債務負担行為設定のため、参考見積もりを徴取した中では約2,970万円で、2便減の1日5便とする予定であるとの答弁がありました。

さらに委員より、生活バス路線維持の必要性について質疑があり、当局から、市内の路線バスは、地域住民が主に買い物や通院に利用していると認識している。交通弱者にとって路線バスを利用しなければ、買い物や通院など日常的な移動にも不自由を

強いられるため、将来にわたって維持しなければならないと考えているとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第76号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第77号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第78号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第76号は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額及び宿日直手当の額を改定するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため、また、議案第77号は、一般職の職員の給与改定に準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、議案第78号は、特別職の職員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、各条例の一部を改正するもので、一括上程、一括審査したのであります。

本案について、委員より、財政が厳しい中においても、人事委員会勧告は完全実施されるものと考えているのかとの質疑があり、当局から、人事委員会による給与勧告制度については、公務員の労働基本権の制約の代償措置の一つであり、これについては実施すべきと考えている。給与の削減等については、人事委員会勧告制度とは別に考えるべきものと認識しているとの答弁がありました。

さらに委員より、期末手当を均等支給とする理由について質疑があり、当局から、国から示された人事院勧告の中で均等支給が示されている。民間事業所を調査した中で均等支給となったと思われる。これを踏まえ、秋田県人事委員会勧告においても、6月期、12月期の期末手当を均等に支給とする勧告がなされているとの答弁がありました。

さらに委員より、経常収支比率が97.8パーセントと高い数値を示している中で、職員数の削減を含め、人件費削減等の取り組みについて質疑あり、当局から、職員数は、定員管理計画に基づき減らしており、これに伴い、一般職の職員給与については、29年度決算で前年度対比約3,200万円の減額となっている。今後も事務

事業の見直しや事務の効率化を図り、時間外手当の縮減に取り組むとともに、適正な人員管理に努めるとの答弁がありました。

さらに委員より、人事委員会における本市の官民較差の実態把握について質疑があり、当局から、秋田県人事委員会において、従業員50人以上の県内の418事業所から134事業所を抽出し、年代別給与実態等を調査した結果に基づき勧告を出している。また、従業員50人以上としているのは、小規模な事業所では役職や年代別等の関係で、地方公務員の実態と構造的に比較ができないためであるとの答弁がありました。

さらに委員より、本市の場合、昨年まで3年連続決算不認定、消防一部事務組合泡消火薬剤の流出事案、そして台風等により農業者が大きな被害を受けている等の背景がある。また、敬老祝い金の削減や小中学校へのエアコン設置が見送られる中で、人事委員会勧告とはいえ、給与等が引き上げられることについて、市民がどのように受け止めると考えているかとの質疑があり、当局から、給与に見合った住民サービスを心がけることは地方公務員法の本質でもあり、日ごろから意識喚起し、住民サービスの向上に職員一丸となって努め、市民の期待にこたえていくとの答弁がありました。

さらに委員より、勧告どおり改定した場合の予算額について質疑があり、当局から、一般会計では、一般職分で約1,240万円、特別職及び市議会議員を合わせた合計では、約1,339万円と見込んでいるとの答弁がありました。

続いて、議案第77号及び第78号について、委員より、市長、副市長は給与10パーセントカット、教育長の給与は約60万円から40万円に減額している。また、市議会議員は、手当率2.95カ月と県内13市中一番低い割合となっている。さらに、議員年金廃止、議員定数削減、報酬5パーセント引き下げ、行政視察の隔年実施等を行っている。また、全国市議会議長会からの国に対する年金復活の意見書提出の要請には、約700万円の新たな財政負担が伴うことから、議会運営委員会等で協議した中で、意見書提出は時期尚早という確認がされている。議会改革には、今後の人口減少、財政状況を考えたとき、たゆまない努力をしなければならないと考えるが、このたびの手当支給割合の改定は実施すべきと考えるとの賛成討論があり、これに対し、財政状況が厳しい折、特別職及び市議会議員の手当支給割合の改定には賛成しかねるとの反対討論がありました。

以上の審査経過により、議案第76号については、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと、議案第77号及び第78号については、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第79号男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、学校教育法の一部改正に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第80号男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域防災力の充実強化を図るため、従来の消防団員に加えて、退職消防団員等による機能別団員を新たに創設するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、団員数の見込み及び年齢制限について質疑があり、当局から、各分団長からの報告では、現段階で数十名の方が入りたいとの意向を示しており、市としては20名程度と考えている。また、年齢制限は設けていないとの答弁がありました。

さらに委員より、報酬額5,000円の妥当性について質疑があり、当局から、県内14市町村で機能別消防団員を導入しているが、年報酬のある市町村は10市町村である。最高額は秋田市で7,300円、最低額は大館市で、大学生を対象としていることもあり2,500円で、ほかの市町村を参考に設定した。基本団員の約3分の1の報酬額であり、妥当と考えたとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第81号男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成が可能となったことにより、選挙運動費用に関する公費負担の限度額を定める

ため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 89 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてであります。

本議案は、大仙美郷環境事業組合が平成 31 年 3 月 31 日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び秋田県市町村総合事務組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。1 番中田謙三君

【1 番 中田謙三君 登壇】

○1 番（中田謙三君） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第 82 号男鹿市高齢者福祉対策基金条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、高齢化社会に対応した福祉対策の推進に要する経費に充てるため、設立された基金であるが、今後、高齢化社会に対応した福祉対策の推進に要する経費は一般会計で行うため、本条例を廃止するものであります。

本案について、委員より、基金設立当初はふるさと創生事業交付金などにより約 3 億 2,900 万円もの積み立てがなされ、果実運用型として、あらゆる福祉施策に活用されてきたものであるが、本案の提案に当たり、「今後の福祉対策の推進に要する経費は一般会計で行う」としている。一般会計で引き続き福祉対策事業を進めるのであれば、基金を廃止することなく、一般会計から積み立てをし、基金設立時の目的を達成すべきではないかとの質疑があり、当局より、本基金は平成 22 年度から 8 年間活用されておらず、その間の福祉対策事業のほとんどは、一般会計で行われてきました。今年度においては、敬老会開催費用として取り崩し、現在、基金残高はないもの

である。また、今後、新たに積み立てる原資の見込みもないことから廃止するものであるとの答弁があったのであります。

さらに、委員より、基金設立当初は、そのときの財政事情に左右されず、必要な福祉対策事業を推進されてきたが、今般の市の財政事情により、事業の推進が難しくなるのは明確である。しかし、基金設立時の目的は今後も継承し、少ない財源の中で、効率のある事業の推進を、創意と工夫を持って遂行していただきたいとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 83 号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、敬老祝金の支給金額を改め、他市へ転出した住所地特例者を支給対象者にすることを明確にするため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第 1 点として、委員より、これまでの常任委員会協議会、議会全員協議会、さらには議案質疑において、平均寿命が延びている中、満 80 歳の支給ではなく、満 88 歳の支給が妥当ではないかとの意見があるが、当局ではどのような検討がなされているのかとの質疑があり、当局より、満 88 歳の支給となれば、今後 8 年間支給されない弊害が起きるものである。また、現在の満 80 歳の支給に関しては、他市の支給状況からも多くはないものであるが、本市としては定着しているものにとらえているとの答弁があったのであります。

第 2 点として、委員より、本案の提案理由として、「厳しい行財政運営を強いられる中、敬老の意を表することを目的とし、本事業を継続させるために行う」とあるが、厳しい財政状況であることは承知するが、市民目線の施策を展開する行政として説得力が足りないのではないかと質疑があり、当局より、市の財政状況、敬老祝金の趣旨、将来の本施策のあり方など、総合的な判断から本案を提案しましたが、市民目線からすれば、福祉施策が後退したと言われてもやむを得ないことである。しかし、高齢者福祉施策の全体を変える一歩として、市民から理解が得られるよう努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべ

きものと決した次第であります。

次に、議案第 87 号男鹿市立図書館条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、図書館開館時間の延長においては、第 4 次行政改革大綱において、市民サービスの向上の取組事項として掲げており、平日の利用時間を午前 9 時から午後 6 時まで 1 時間延長することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、利用時間の延長内容においては、利用者の動態調査やニーズにこたえたものであるのかとの質疑があり、当局より、図書館利用者に対しアンケート調査を行った結果、午前 9 時から午後 6 時まで開館を望まれている方が 51.6 パーセントを占めていたものである。また、本年 5 月から 7 月までの 3 カ月間、開館時間を 2 時間延長し、動態調査を行った結果、午後 5 時から 6 時までが 273 人、1 日平均 4.47 人。午後 6 時から午後 7 時までが 203 人、1 日平均 3.33 人であり、利用者のニーズに即した改正内容であるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、開館時間延長に係る職員の増員について質疑があり、当局より、現在、正職員 2 名、嘱託職員 2 名による 4 名体制であるが、時差出勤での対応を考えており、増員の必要もなく、人件費のかかり増しもないものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。7 番船木正博君

【7 番 船木正博君 登壇】

○7 番（船木正博君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

はじめに、平成 30 年 9 月定例会で産業建設委員会に付託され、継続審査となっておりました、議案第 65 号男鹿市公園条例等の一部を改正する条例について及び議案第 66 号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、指定管理による体育施設の市民利用を有料化することに伴い、利用料金

を改めるため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、利用料金の決定方法について質疑があり、当局より、利用料金は、条例に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものであるとの答弁がありました。

さらに委員より、有料としていた平成21年度までや、近隣市町村を参考にしたの料金設定であるが、料金収入の使途計画や今後の施設整備計画を見据えて設定したもののなのかとの質疑があり、当局より、利用料金は指定管理者の収入となるものであり、施設の運営費に充てているものである。また、今後の施設整備計画については、今般の料金改正が直接施設整備計画に関係するものではないが、施設の状況等を踏まえ対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに委員より、市民や関係団体への周知について質疑があり、当局より、市内9カ所での市政懇談会において、条例改正の理由と内容を説明し、意見交換を実施した。利用者区分について等の質疑があったが、すべての地区において、有料化に反対する意見はなかったものである。また、市体育協会及び市体育協会加盟団体への説明会では、高齢者への対策、市体育協会加盟団体が主催する大会時の減免、継続して施設を利用している方への配慮等、有料を前提とした意見がほとんどで、有料化に反対する意見はなかったものである。これらのご意見については、指定管理者と十分に協議しながら対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに委員より、健康寿命県内一を目指すと宣言していながら、体育施設有料化とするのは矛盾しているのではないか。高齢者や障がい者及び団体利用への減免は考えているものなのかとの質疑があり、当局より、有料化への考え方については、平成22年度からの市民利用の無料化施策により、延べ利用者数は、健康志向も相まって、ほぼ右肩上がり推移し、一定の成果を得ているが、ここ数年は横ばいとなっている。一方、無料化施策を継続するに当たり、受益者負担のあり方や利用者の固定化などとともに、利用料金制度による指定管理者の運営方法などの課題もあらわれてきているところである。これらの状況を総合的に判断し、受益者から負担を求め、利用者サービスの向上とともに、更なる利用促進を図るために実施するものである。減免については、男鹿市、指定管理者及び男鹿市等に事務局を置く実行委員会が主催する事業については、全額免除を想定している。男鹿市体育協会加盟団体、総合型地域ス

ボートクラブ及び男鹿市老人クラブ連合会が主催する事業については、半額免除を想定しているとともに、障がい者への利用料金についても、指定管理者と協議していきたい。また、健康づくりの場としては、市の施設では、有料となる体育施設だけではなく、無料で各地区公民館なども利用できることから、利用者から、有料施設、無料施設をそれぞれ使い分けしていただきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに委員より、有料化後のサービス向上について質疑があり、当局より、有料化後のサービス向上への具体的取り組みとして、トレーニングルームへの専属トレーナー配置やスポーツ教室開催等を想定している。詳細については、指定管理者と協議してまいりたいとの答弁がありました。

さらに委員より、主にトレーニングルームを継続して利用している方への配慮はなされるものなのかとの質疑があり、当局より、継続利用を促すため、10回と50回の回数券を発行するほか、1カ月、2カ月、6カ月の3種類の定期券を発行する予定である。1回利用の金額と比較して、1カ月券と2カ月券は約半額、6カ月券は約7割引きの金額設定を予定している。安価な定期券を発行しながら、更なる利用促進に努めてまいりたいとの答弁がありました。

さらに委員より、「市内の者が利用」、「市外の者が利用」、「市内の者と市外の者が共同利用」の料金区分をなくし、「一般」と「高校生以下」の区分とした考え方について質疑があり、当局より、「市内の者」、「市外の者」、「市内の者と市外の者の共同利用」の区分をなくしたことは、陸上競技場や野球場などの屋外施設の利用率を上げるため、市外の方からの利用を促す必要があり、このことが交流人口の拡大とともに、市内への消費効果も期待してのことである。また、「一般」と「高校生以下」の区分の設定については、高校生以下を無料とし、スポーツ振興の底辺拡大や、子育て世帯の負担軽減等を考えたものであるとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第84号船川港金川多目的広場管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、船川港金川多目的広場の利用を有料化することに伴い、同施設の利用料金を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、船川港金川多目的広場、愛称OGAマリンパークは、本市が秋田県から指定管理を受けて管理しているが、来年度から5カ年の指定管理についての公募で、本市が指定管理候補者となったことから提案したものであるとの説明がありました。

これに対し、委員より、グラウンドゴルフ場部分も有料となるのかとの質疑があり、当局より、有料となるのはフェンスで囲われている「球技場」のみであり、グラウンドゴルフ場部分などの憩いの広場については、これまでどおり無料であるとの答弁がありました。

さらに委員より、OGAマリンパークも含め、体育施設の利用申請窓口を一本化できないものなのかとの質疑があり、当局より、管理区分ごとに指定管理しているものなので、すべてを1カ所で受け付けることは困難であるとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第85号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、工場等の新增設の促進を図り本市産業経済の振興に資するため、奨励措置の対象となる工場等の新增設の工事着手期限を延長する必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、現行の条例では、奨励措置の対象となる工場等は、平成31年3月31日までに新增設の工事に着手したものとしているが、引き続き工場等の新增設の促進を図るため、対象となる工事着手期限を男鹿市総合計画の前期基本計画に準じ、平成33年3月31日まで2年間延長するものであるとの説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第86号男鹿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、文化財保護に関する事務を市長が担当できるようにするため、本条例の一部を改正するもので

あります。

本案について、当局より、文化財保護に関する事務は教育委員会の職務権限となっているが、法改正により、この事務を地方公共団体の長も行うことができるようになったことから、市長がこの事務を行えるよう、関係する条例について、所要の文言整理を行うものであるとの説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 88 号男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、水道事業における手数料について、非課税取引による消費税を徴収する規定を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。2 番笹川圭光君

【2 番 笹川圭光君 登壇】

○2 番（笹川圭光君） 予算特別委員会に付託されました議案第 90 号平成 30 年度男鹿市一般会計補正予算（第 5 号）から議案第 100 号平成 30 年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）までについて、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、去る 11 日に開会し、予算に係る説明を受けた後、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてご報告申し上げます。

第 1 点として、除雪作業委託に当たって、安全性の確保のための作業従事者の健康状態の確認並びに作業従事者の高齢化の現状及び人材確保に係る指導、対策等について。

第 2 点として、道路除雪費の縮減を図るための効率的な除雪機械の運行に係る委託業者への指導等について。

第3点として、今年度の除雪体制及び除雪機械の出動基準に係る降雪量等について。

第4点として、外国人労働者の受け入れ拡大が見込まれる中で、本市における外国人の国民健康保険税の滞納状況及びその要因について。

第5点として、水道事業における検査手数料に係る消費税相当分の誤徴収に関し、返還対応に当たっての本市の考え及び法的根拠について。

第6点として、観光誘客戦略として首都圏へ向けた対策の強化と、今後、教育旅行への参加生徒の増加が見込まれる中で、教育旅行誘致推進事業に係る財源の確保及び当該事業の補助のあり方について。

第7点として、北浦地区のアジサイの名所化、オガーレの開業等により、夏以降の観光客の入り込みが増加傾向にある中で、西海岸への周遊のほか、市内全域へ誘導させるための冬期間の誘客宣伝について。

第8点として、オガーレへの出品物の拡充のほか、6次産業化の促進に向けたオガーレ敷地内の加工場の共同利用の可能性及び市内事業所の動きについて。

第9点として、財政状況を踏まえての今後の敬老祝金等支給事業の見直しに係る考えについて。

第10点として、子どもの成長に合わせた相談、支援等包括的な子育て支援の充実についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁がありました。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしました。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告がありました。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第90号から議案第100号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は通告がありますので、これを許します。8番佐藤巳次郎君

【8番 佐藤巳次郎君 登壇】

○8番（佐藤巳次郎君） 私からは、議案第65号、66号、84号の体育施設の有料化議案と、議案第82号男鹿市高齢者福祉対策基金条例を廃止する条例について、議案第83号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について、反対討論をさせていただきます。

第1点は、体育施設の有料化にかかわる、9月議会で継続審査となった議案第65号と議案第66号と、今議会に提案されました議案第84号船川港金川多目的広場管理条例の一部を改正する条例についての3本について、反対の立場から討論いたします。

市では、平成22年度から市民の利用は無料としていましたが、施設利用の受益者負担のあり方や本市の財政状況などをかんがみ、体育施設の有料化を実施するとして、9月議会に提案されましたが、市民や議会への説明、スポーツ団体への説明等は進んでいないとして、継続審査としました。この間、議会では常任委員会や全員協議会を開催し、審査してきたものであります。また、今議会に新たに議案第84号も提案されております。これによって、市内18体育施設を来年4月から有料化する提案となっています。

私は、体育施設の有料化は、市民の利用の機会の減少が必ず発生すると考えます。市長は、受益者の負担の確保を図るとして、市民に新たな負担を求めることを推し進めようとしています。また一方では、市民の健康寿命秋田県一を目指すとして、健康ポイント事業を実施しております。秋田県の健康寿命は、男性71.21歳で全国で最下位であり、女性は74.53歳で33位と伺っております。健康寿命とは、日常的に継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命を維持し、自立した生活ができる生存期間のことを言うとしております。このことは、市民が、体育施設の利用料が無料でこそ利用が増え、運動する機会が増えることで、健康寿命の延伸が図られるものと考えます。体育施設の有料化は、これに逆行し、利用料を支払い、気安く利用することが困難となります。高齢者が健康に暮らすことは、健康寿命を延ばす必須条件であります。高齢者の方々からは、そのためには、65歳以上の高齢者の体

育施設の利用を無料にするよう求められております。市の提案は、高校生以下は無料にしております。それにあわせて、65歳以上の高齢者への利用料金も無料化し、または減免をすべきと考えております。

以上の理由により、体育施設の有料化の3本の条例に反対するものであります。

2点目は、議案第82号男鹿市高齢者福祉対策基金条例を廃止する条例についてであります。

市では、廃止理由については、高齢化社会に対応した福祉対策の推進に要する経費に充てるために設置されたものですが、今後、高齢化社会に対応した福祉対策の推進に要する経費は、過去に本基金を財源に充てた事業であっても一般会計で行っていくもので、今後は、地域住民や地域の多様な主体が参画する地域社会を目指して、福祉制度全体を見直し検討しているとの答弁であります。この答弁は、今までの福祉施策を今後大幅に見直して、後退させていく危険をはらんでいる手法でもあります。子育て応援米支給の廃止、敬老祝金の半額支給、ごみの有料化等、市民負担の施策が進められてくるのではと危惧するものであります。福祉施策の後退でなく、住みよい、困っている人にやさしい、行き届く施策がいよいよ必要となってきます。現条例を廃止せず、福祉施策の充実のための基金制度であり、廃止には反対するものであります。

3点目は、議案第83号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてであります。

同条例第2条の敬老祝金を本市外へ転出した住所地特例者を対象にすることは、当然であり、反対するものではありませんが、敬老祝金の支給金額を満80歳、満100歳とも半額とし、5,000円と5万円にするというものであります。改正理由は、人口減少、少子高齢化の進展等、厳しい行財政運営を強いられる中、敬老の意を表することを目的とする本事業を継続させるために行うものであるとしております。敬老とは、高齢者を敬い、いたわることを言いますが、この制度を、市では本当に、敬老を喜び、長寿に対する祝金としてとらえているのか。本事業を継続させるために行うとしているが、そうであれば、祝金を半額にする必要はなかったのではないかと考えます。

私は、議案質疑でも取り上げましたが、高齢化社会に入っている中で、秋田県の平

均寿命は男性が81.09歳、女性が87.26歳となっております。今後も平均寿命が延びることは間違いありません。ことしの男鹿市での満80歳になる方は、488人とのことであります。約500人近い80歳となります。長寿社会で、平均寿命が男女とも80歳を超えております。敬老祝金の支給年齢を80歳でいいのか、考えさせられる問題であります。県内の祝金支給状況を見ますと、77歳が1市、80歳が3市、85歳が1市、88歳が5市、90歳が1市、95歳が1市、99歳が2市、100歳が11市となっております。敬老祝金支給が平均寿命より低い80歳が妥当なのか、私は88歳の米寿に1万円、100歳に10万円の支給に変更した方が、年齢実態から見て、敬老祝金としてはふさわしいと考えております。市で提案している80歳5,000円、100歳5万円にすることはやめて、現在の支給金額は変更せず、長寿社会にふさわしい支給年齢にすべきです。市の提案であります80歳5,000円、100歳5万円に反対するものであります。

以上で反対討論といたします。皆様のご賛同を期待いたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、15番三浦利通君の発言を許します。15番

【15番 三浦利通君 登壇】

○15番（三浦利通君） 私からは、議案第77号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について並びに議案第78号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、両議案に対して反対の立場で討論いたします。

このたびの人事院勧告に基づき、報酬の引き上げをするこの両議案について、市を取り巻く現状、特に財政の県内市町村において最も経常収支比率の高い状況などを受けて、今後、人件費の見直しは避けて通れない喫緊の課題となっております。今回の議会においても、先ほどもありましたように、高齢者に対するお祝金の半減化や、小中学校のエアコン設置が、これも財政的な主な理由で見送られるなど、残念ながら厳しい財政事情により市民サービスを縮小せざるを得ない状況は、今後ともますます出てくると予想されます。また、今年、基幹産業である農業が、気象災害によって5億円近い大幅な減収、そして今、漁業の主力業魚であるハタハタについても、漁獲が大不漁で、恐らく2億円強の減収が心配される状況になっております。こんな中で、従来から情勢適用の原則を基本とする公務員給与の原則からしても、今回のこの議案

は、市民の理解は求められないことは明確であります。人勧だからやむを得ないというような聖域的な理由づけは、今後の行財政改革の実効にも悪しき前例になるだけで、決して市の将来利益にはつながらないし、現状の財政改善、好転は達成できないと考えます。市の行政の最も責任ある立場の我々が、範を示していくことが今求められていることもあえて述べて、反対討論といたします。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がありました議案第65号男鹿市公園等の条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がありました議案第66号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がありました議案第77号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がありました議案第78号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がありました議案第82号男鹿市高齢者福祉対策基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がありました議案第83号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がありました議案第84号船川港金川多目的広場管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第84号は、原案のとおり

可決されました。

次に、議案第75号、第76号、第79号から第81号まで及び第85号から第100号までを一括して採決いたします。本21件に対する委員長の報告は可決であります。本21件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号、第76号、第79号から第81号まで及び第85号から第100号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第4号から第6号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議会議案第4号から第6号までを一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第2、議会議案第4号から第6号までを一括して議題といたします。

職員に議会議案を朗読させます。

【職員朗読】

議会議案第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

議会議案第5号 介護保険制度の改善、介護従事者の労働環境及び処遇改善等を求める意見書

議会議案第6号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本3件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第4号から第6号までを一括して採決いたします。本3件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号から第6号までは、原案のとおり可決されました。

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着がすすまず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医労連が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」（全国の看護職員3万3千人の集計）では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が75.2%にも達し、辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」47.7%、次いで「賃金が安い」36.6%と言う結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質に

も影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因のひとつには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額9万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引きあがらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について要望します。

記

1. 看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清 孝

衆議院議長 大島 理 森 様

参議院議長 伊達 忠 一 様

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様

財務大臣 麻生 太 郎 様

厚生労働大臣 根本 匠 様

介護保険制度の改善、介護従事者の労働環境及び 処遇改善等を求める意見書

介護保険では、これまでサービスの削減や負担増を図る制度の見直しが繰り返されてきました。10月からは在宅生活を支える基本サービスである生活援助について、国が定めた利用回数を超えた場合にケアプランを届け出ることが義務づけられ、また、総合事業ではサービスの単価が低く設定されたことで事業所の撤退が相次いでいる地域があるなど、利用者に新たな困難が生じています。一方で介護保険料は右肩上がりに増え続けており、「保険あって介護なし」の事態がますます広がっています。現在の介護報酬では事業者が抱える経営困難を打開できず、介護従事者の給与も低いまま推移しています。介護現場の人手不足は深刻さを増しており、介護福祉士養成校では入学者の定員割れが続いています。こうした中、政府は、ケアプランの有料化、軽度者サービスの総合事業への移行など新たな見直しに着手しようとしています。

サービスの削減・負担増を先行させる見直しでは、利用者・家族の生活を守り、支えることはできません。政府が掲げる「介護離職ゼロ」方針にも逆行します。高齢化がいつそう進展していく中、経済的な心配をすることなく、必要なサービスが必要な時に利用できる制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。

また、実効性のある介護の人材確保・離職防止対策を確立するためには、介護従事者の勤務環境と処遇の両方の抜本的な改善が必要不可欠です。また、それを実現するためには介護報酬の引き上げが欠かせません。同時に報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に追わせないことも重要になります。介護従事者の勤務環境及び処遇の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、下記の事項について要望します。

記

1. 生活援助や総合事業など、必要なときに必要なサービスを受けられるよう制度の抜本的な見直しを行うこと。
2. ケアプランの有料化や生活援助の保険はずしなど、サービスの削減や負担増につ

ながる制度見直しを行わないこと。

3. 介護従事者の賃金・労働条件を大幅に改善すること。その際、賃金水準引き上げの実効性を確保するために「ベースアップ」を要件とし、処遇改善の費用は国費で賄うこと。
4. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引上げること。また、夜間の人員配置要件を改善し、一人夜勤を解消すること。
5. 介護報酬の引き上げを行うこと。同時に保険料・自治体負担を軽減するために、介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げること。また消費税によらない財源を国の責任で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清孝

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	根本匠様

75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書

経済財政諮問会議（内閣府）や財政制度審議会（財務省）で、後期高齢者医療の自己負担を1割から2割にする負担増が審議されています。社会保障審議会（厚生労働省）においても論議が開始されました。

この負担増の計画に対して、老人クラブや医療関係団体から慎重な意見が相次いでいます。

高齢者の7割が所得100万円（年金収入220万円）未満であり、厳しい生活を強いられています。生活を支える唯一の公的年金は減らされ続け、年金収入が生活保護基準を下回る世帯が3割に迫っています。後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」も今年度までに廃止されました。

医療費自己負担の2割化は医療機関の利用を大きく阻害し、高齢者のいのちを縮めるものです。

そのため、国においては、75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清 孝

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	根本匠様

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。

午後 3時06分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 小 松 穂 積

議 員 佐 藤 誠